

令和7年度 豊田市立浄水小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめについての基本的な認識

- ・いじめは人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。
- ・いじめはどの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

(2) 学校のいじめに対する基本姿勢

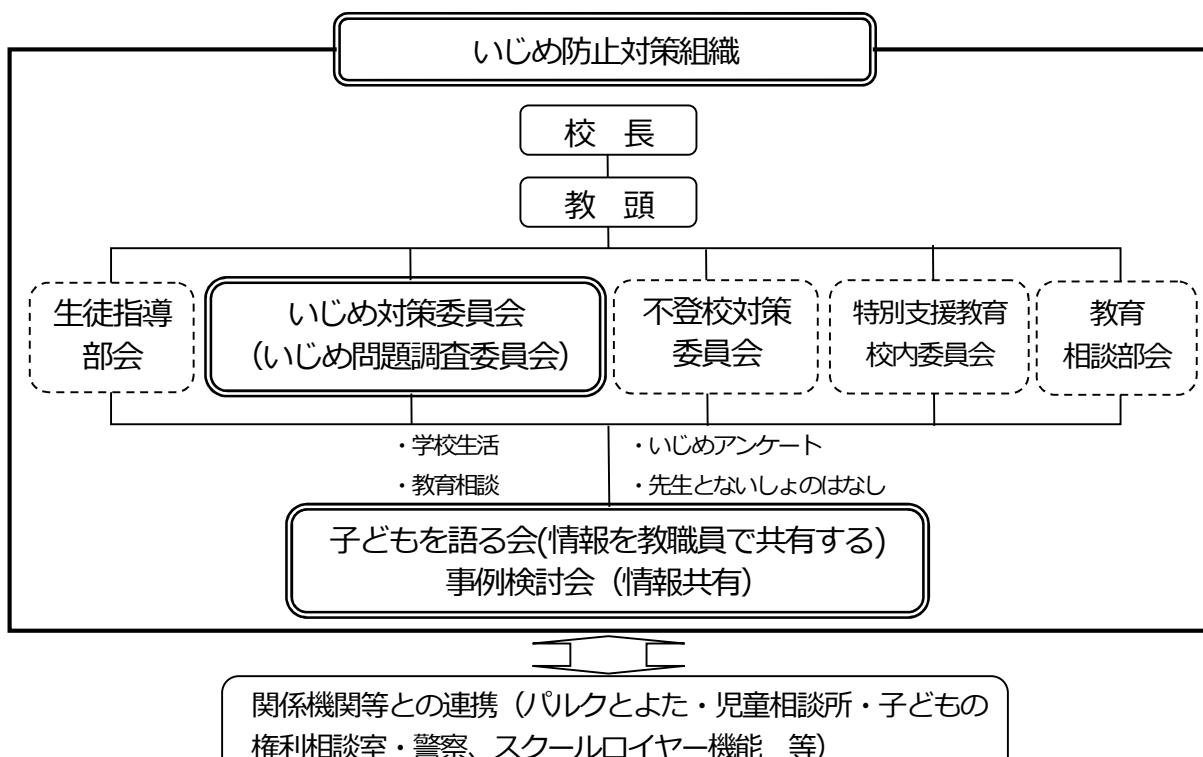
- ・教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努める。
- ・学校全体で組織的に対応していく。
- ・教職員一人一人が、学校は児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であると強く認識する。

(3) 育てたい児童の力や教師の役割

- ・児童一人一人が大切にされているという実感をもち、互いに認め合える人間関係をつくることができる。
- ・児童一人一人が集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる。
- ・本校の特色であるわくわく(縦割り班)活動や特別支援学校との交流など、温かい人間関係作りにつながる活動を通し、教職員一人一人が、児童一人一人の自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

○校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう組織として対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」や「保護者アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を周知し、共通理解を図る。
 - ・教育相談アンケート（いじめに関するアンケート）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
 - ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・ホームページ等を通して、学校いじめ防止基本方針の周知やいじめ防止の取組状況、学校自己評価の結果等を発信する。
- エ いじめへの対処
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応は、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。
 - ・「臨時いじめ対策委員会」において犯罪行為が疑われたいじめについては、直ちに学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切に連携を行う。その上で、学校としていじめの再発防止のための指導・支援を継続して行う。
 - ・いじめの解消の判断をする。

(2) いじめ対策委員会の構成員

<教職員>

- | | | |
|-----------------------------------|-------------------|-------------|
| ○校長 | ○教頭（教育相談コーディネーター） | ○教務主任 |
| ○校務主任 | ○教育相談主任 | ○生徒指導主任 |
| ○学年主任 | ○養護教諭 | ○スクールカウンセラー |
| ○スクールソーシャルワーカー 等 | | |
| ※必要に応じて、保護者の代表や校外の専門的な知識を有する方を加える | | |
| ○主任児童委員 | ○学校運営協議会委員 | ○P.T.A代表者 等 |

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、組織的に対応する。
- ・事例検討会（年1回）を開催し、問題の発生が心配される場合の対応について職員が学ぶ場を確保することで、より適切な対応や対策につなげていく。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 毎月1回（原則第4木曜日）「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 每月末の木曜日に「子どもを語る会」を開催し、日常の児童の実態を教職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「臨時いじめ対策委員会」を開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
 - ・児童同士、教師から児童への净水かがやき賞を発行し、善行を積極的に認める雰囲気作りに努める。
 - ・わくわく（縦割り班）活動を通し、上級生は下級生を見守り、下級生は上級生を慕う温かい関わりを大切にする。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 全ての教職員が学校いじめ防止基本方針を共有し、いじめやその対応について正しく理解し、認識して教育活動に取り組む。
- エ 教育活動全体を通した道徳教育・人権教育（権利学習プログラム）の充実と、体験活動を活用した命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る
 - ・6年間を通じて「特別支援学校との交流」をしていくことで、思いやりの心、共生の心を育てる。
- オ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- カ 感染症などに関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- キ 児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

(2) 早期発見の取組

- ア 教師と児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- イ 教育相談アンケートや教育相談の定期的な実施
 - ・あのねタイム（定期教育相談）を年に2回（5月と11月）実施し、1対1で児童の悩みに耳を傾ける。
 - ・教育相談アンケート（5月、9月、11月、1月の年4回）を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 「先生とないしょの話」として、学習用タブレットを活用した相談方法を設け、児童が周りの友達に知られることなく相談したい教職員に向けた相談をいつでもできるようにする。
- エ 「教職員チェックシート」による点検や年に2回の「hyper-QU」の実施の結果から、学級の様子や個々の児童の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。
- オ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- カ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- キ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。
- ク 保護者向けのいじめに関するアンケートを実施し、家庭での子どもの変化に気づくことができるよう保護者と連携して対応する。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら、担任、学年主任、生徒指導主任に連絡し、連絡を受けた者は、速やかに管理職へ報告をあげ、「臨時いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、事実を正確につかむようにする。
- エ 記録は、事実が正確に記録されるようにし、適切に管理・保存する。
- オ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- カ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで対応に取り組む。
- キ 対応が困難な場合等は、パレクとよたに対応の相談をし、適切な助言等を受ける。
- ク いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ケ 学校外で発生したいじめについて、児童が所属する団体等がある場合は、当該団体と連携して対応、指導、見守りを行う。
- コ インターネット上の名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、警察署とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだと判断できる状態でも、3ヶ月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

〈いじめが止んだと判断する目安〉

- ・いじめを受けた児童が現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの児童や教職員から見て、現在いじめないと判断できる。

4 いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応

- (1) いじめの重大事態が疑われる場合は、速やかに教育委員会に報告し、早期解決を図る。その後、重大事態となった場合は、速やかに教育委員会に報告をし、適切に対応して早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題調査委員会（いじめ対策委員会が兼ねる）」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、取組の内容を振り返り、児童や保護者、地域の方の意見を参考にした上で定期的に見直しを図り、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」、「いじめ重大事態に対する平時からの備え」と、保護者による「保護者アンケート」を実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（OJT 研修）を年1回計画し、児童理解やいじめ防止等に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

＜取組の年間計画＞

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○子どもを語る会 ○いじめ対策委員会 ○教職員による「点検と見直しのためのアンケート」の周知活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体計測 	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ防止基本方針」をHPに掲載 ○授業参観 ○個別懇談会
5月	D ↓	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会 ○いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○わくわく活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○あのねタイムの実施 ○「あのねアンケート」 	
6月	C ↓ A ↓ P ↓ D	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会 ○いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校との交流 ○hyper-QU 実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○学校公開日 ○学校運営協議会
7月	C ↓ A ↓ P ↓ D	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会 ○いじめ対策委員会 		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別懇談会
8月	C ↓ A ↓ P ↓ D	<ul style="list-style-type: none"> ○中間評価→検証 ○現職研修 ○事例検討会「パレクとの連携」 			
9月	C ↓ A ↓ P ↓ D	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修 ○子どもを語る会 ○いじめ対策委員会 		<ul style="list-style-type: none"> ○身体計測 ○「あのねアンケート」 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校公開日
10月	C ↓ A ↓ P ↓ D	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会 ○いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健委員会 		<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健委員会
11月	C ↓ A ↓ P ↓ D	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会 ○いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○hyper-QU 実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○あのねタイムの実施 ○「あのねアンケート」 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者アンケート
12月	C ↓ A ↓ P ↓ D	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員による「点検と見直しのためのアンケート」の周知活用 ○子どもを語る会 ○いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間（読み聞かせ） ○赤い羽根募金活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別懇談会
1月	C ↓ A ↓ P ↓ D	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会 ○いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○いのちの授業 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体計測 ○「あのねアンケート」 	
2月	C ↓ A ↓ P ↓ D	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会 ○いじめ対策委員会 ○教職員自己評価 ○学校自己評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校との交流 		<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 ○学校公開日
3月	C ↓ A ↓ P ↓ D	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会 ○いじめ対策委員会 ○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○わくわく6年生を送る会 	<ul style="list-style-type: none"> □文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査 	
通年	C ↓ A ↓ P ↓ D	<ul style="list-style-type: none"> ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○伝達講習を定期的に開催（OJT） 	<ul style="list-style-type: none"> ○浄水力がやき賞の発行 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○SCによる校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康観察の実施 ○SCとSSWによる相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動